

令和8年改正個人情報保護法 政令・規則の整備

「基本的な考え方③」で 何が決まる？

「氏名がない」なら安心ですか？ — 不適正利用等防止と課徴金

連絡できる情報

オプトアウト名簿

課徴金

弁護士法人三宅法律事務所

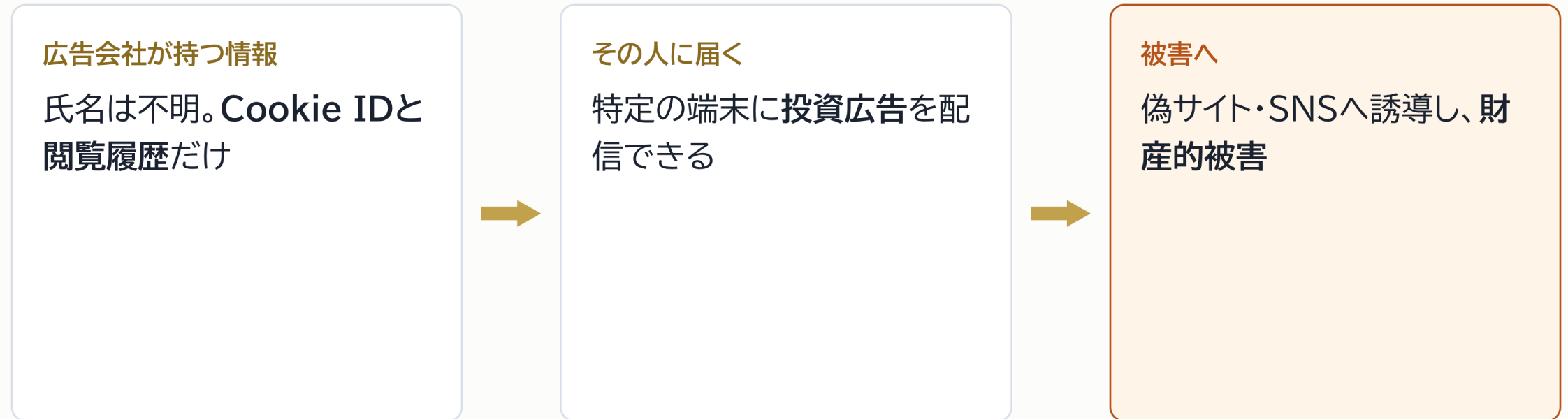
パートナー弁護士 渡邊 雅之

第372回 個人情報保護委員会
(2026年10月14日)決定を基に

※「基本的な考え方」は政令・規則の方向性です。政令・規則の条文は、今後の議論と意見募集を経て定められます。

今日の問い

この広告配信、何が問題？



「誰か」が分からなくても、「その人に届く」情報は悪用できる

※Cookieを使う広告配信が当然に違法になるわけではありません。問題になるのは「不適正利用」と「不正取得」です(31条の2)

考え方③は「到達・流通・利得」の3語

① 到達

「連絡できる情報」も悪用
禁止

個人情報でなくても、住所・電話・メール・Cookie ID等を含む情報の不適正利用・不正取得を禁止

2条8項・31条の2

② 流通

名簿は売り先も仕入れ先も「書類で」確認

身元は本人確認書類の検証等で。利用目的は申告でよい方向

27条7項・29条・30条

③ 利得

課徴金は「対価の全額」

経費は引かず、按分もしない。未収の代金も含む。対象外は”薄いデータ”の提供だけの方向

148条の3以下

今回の資料の位置づけ

「基本的な考え方」シリーズの最終回

考え方① 9月16日(第369回)

同意例外／こども／顔特徴データ

考え方② 10月1日

統計作成等／委託先／漏えい等

考え方③ 10月14日【今回】

連絡可能個人関連情報／オプトアウト／課徴金

次① 10月中旬～下旬

事務局ヒアリング(個人側・事業者側の団体)

次② 11月～12月

政令・規則の具体的内容を議論

次③ 2027年1月～

政令・規則案の意見募集(パブコメ)

今回は「政令・規則」の考え方。ガイドライン・Q&Aは今後の委員会で順次検討とされています。

大事な区別

法律は成立済み。今日の資料は「設計図」

決まったこと〔法律〕

2026年7月17日公布(令和8年法律第56号)

- 連絡可能個人関連情報の規律(31条の2)
- 提供先の確認義務(27条7項)
- 課徴金制度(148条の3以下)

これから決めること〔政令・規則〕

10月14日決定の「基本的な考え方」で方向性

- 身元確認の具体的な方法
- 記録する事項の細目
- 課徴金の算定・対象外・手続

施行:一部は2027年1月17日／本体は2028年7月16日までの政令で定める日

「～してはどうか」は**方向性の提示**。政令・規則の条文は意見募集を経て確定します

何が「政令」「規則」に任されたか

テーマ	政令	個人情報保護委員会規則	論点
連絡可能個人関連情報	—	連絡等に使える記述等の追加(2条8項5号)	1
オプトアウト制度の強化	—	提供先の確認方法・例外(27条7項)、記録事項(29条1項)、受領時の確認・記録(30条)、届出事項(27条2項8号)	7
課徴金の導入	算定方法・対象外となる場合(148条の3第1項・2項)、合併等の場合(148条の7第6項)	推計方法(148条の4)、減額の報告(148条の6)、公示方法(148条の10第2項)、その他(148条の17)	8

POINT 課徴金の「金額」と「対象外」は政令、手続の細部は規則。見るべき文書が分かります。

PART 1

連絡可能個人関連情報

不適正利用・不正取得の禁止(2条8項・31条の2)

ここで分かること

氏名も分からない情報を、なぜ規制するのか？

なぜ？ —「識別」だけでなく「到達」も危ない

想定事例1

フィッシング

メールアドレスだけで偽サイトへ
誘導

→ 認証情報・カード情報を詐取

想定事例2

投資詐欺広告

メールアドレス・Cookie ID等を使
って広告を配信し、SNSへ誘導

→ 財産的被害

想定事例3

偽りの説明で取得

「治療支援にのみ利用」と偽り、メー
ルアドレスと健康情報を取得

→ 他の事業者へ提供

「本人を識別できるか」に加え、「**本人に到達できるか**」も見る

PART 1 連絡可能個人関連情報

定義(2条8項)— 5つの「連絡手段」

1号

住居・勤務先等の所在地

郵便・信書便・電報・訪問に使えるもの

2号

電話番号

電話・FAX送信に使えるもの

3号

メールアドレス

電子メールの送信に使えるもの

4号 電気通信の利用者・設備を識別する符号

Cookie ID / 広告識別子 / SNSのID / アカウントID / IMEI

5号 ← 今回の論点

その他規則で定めるもの

- 他の情報と容易に照合して上記の記述等を特定できるものも含む
- 個人情報の義務が全部かかるわけではない。禁止は不適正利用と不正取得の2つだけ(31条の2第1項・2項)

論点1 — 規則(5号)で何を足すか

事務局の問いかけ

住所・電話番号・メールアドレス・Cookie ID等のほかに、規定すべきものはあるか

5号は「受け皿」

技術の進展で新しい連絡手段が現れたときに、法改正を待たず迅速に対応するための委任。具体的な追加候補はまだ示されていない

実務の焦点は4号

広告・マーケティングで使う広告識別子・SNSのID・アカウントIDは、すでに4号の射程。取得経路と使い方の点検が先

つながり:「連絡等が可能となる記述等」は、PART 3の課徴金「対象外」の判定でも鍵になります

PART 2

オプトアウト制度の強化

提供先の確認義務・記録義務・届出事項(27条2項・7項・8項、29条1項、30条)

ここで分かること

名簿屋は、売る相手の「身元」をどこまで確かめる？

「同意なしで売れる」は無条件ではない

原則 27条1項

本人の同意

本人が「提供してよい」と同意してから、第三者へ渡す

例外 27条2項

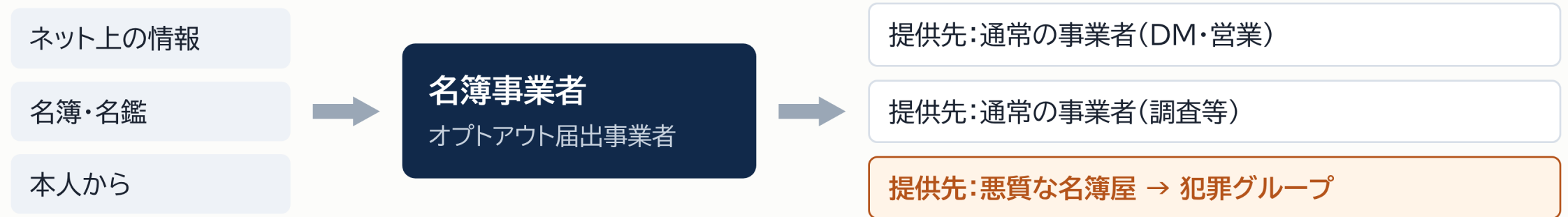
オプトアウト

所定事項を本人に通知等し、委員会に届出。本人が求めれば提供を停止する仕組み

POINT 新しい確認義務の対象はオプトアウトによる提供。すべての第三者提供に一律に及ぶわけではない

PART 2 オプトアウト制度の強化

背景 — 名簿が「闇名簿」に流れる



- 法に違反する者にも名簿を転売する名簿屋へ提供 → 強盗・特殊詐欺の情報源に
- 現行法では、提供元に「相手を確認める義務」がない

改正法の3点セット

① 27条7項

確認義務

提供の前に、提供先の身元(氏名・名称、住所、法人は代表者氏名)と利用目的を確認

② 27条8項

偽りの禁止

提供先は、確認事項を偽ってはならない。違反は過料(186条1号)

③ 29条1項

記録義務

提供年月日、提供先の氏名等に加え、確認した事項(利用目的を含む)を記録

確認義務の例外(27条7項ただし書)

提供するデータの全部が、取得時に本人・国の機関・報道機関等によって公開されていたもの

規則で決める7論点 — 3つの場面

場面	論点	条文
売るとき	論点1 提供先の確認方法	27条7項柱書
売るとき	論点2 例外となる「公開主体」	27条7項ただし書
売るとき	論点3 例外の追加	27条7項ただし書
売るとき	論点4 記録事項	29条1項
仕入れるとき	論点5 提供元の確認方法	30条1項
仕入れるとき	論点6 記録事項	30条3項
届け出るとき	論点7 委員会への届出事項	27条2項8号

キーワードは「確認の確度」と「後から検証できる記録」。名簿の入口・届出・出口のすべてに及びます

「身元」は書類で検証、「目的」は申告で

提供先の身元(氏名・住所・代表者)

本人確認書類の検証等

悪質な名簿屋は氏名等を偽る。申告だけでなく、一定の確度で確かめる方法が必要

提供先の利用目的

申告を受ける方法

目的には公的な証明書がない。犯収法も「取引を行う目的」は申告(同法4条1項2号、同法施行規則9条)

- 比較: データを受け取る側の確認(30条1項)は、今も「申告を受ける方法」で足りる(現行規則22条1項)
- 同じ提供先への2回目以降は、簡易な確認でよい方向(現行規則22条3項に倣う)

PART 2 論点1(続き)

「本人確認書類」のイメージ

区分	具体例
A デジタル署名あり	マイナンバーカード(実物・スマホ)、運転免許証、パスポート、在留カード・特別永住者証明書
B 顔写真付き	運転経歴証明書、顔写真付きの国家資格証・福祉手帳
C その他	住民票の写し、顔写真なしの福祉手帳
法人	登記事項証明書(登記情報提供サービスを含む)、印鑑(登録)証明書 等

検証の手法例:ICチップの署名検証／発行元への照会／容貌確認／住所への確認コード郵送

なるほど 発想は犯収法のKYC。名簿を「買う」会社も、書類を出す側になる

「公開情報なら確認不要」は3条件で読む

① 全部

提供するデータの全部が公開情報

② 取得時点

自社が取得した時点で公開済み

③ 公開主体

本人・国の機関・報道機関等の法定の主体

例: 公開名簿に、非公開で集めた携帯番号を足して売る → 「全部」を満たさず確認が必要

論点2 規則で追加する公開主体

現行規則6条と同じ: 外国政府・国際機関等、外国の学術研究機関等・報道機関等

論点3 例外の追加

法律上の例外に「準ずる場合」に限られる。具体案はまだ示されていない

PART 2 論点4(29条1項)

記録は「確認したこと」まで残す

現行(規則20条1項1号)

- 提供した年月日
- 提供先の氏名・名称等
- 本人を特定するに足りる事項
- データの項目



追加案(犯収法の確認記録を参考)

- 確認した担当者の氏名等
- 確認した年月日・時刻
- 確認の方法(例:ICチップの署名検証)

目的はトレーサビリティ。確認義務が本当に果たされたかを、後から検証できるようにする

持ち出された名簿の「売り先」は名簿業者

事例A

約928万人

コールセンターのシステム保守を受託した会社の従業員が、約10年にわたり持ち出し。一部を名簿業者へ売却

事例B

約2,989万件

通信教育会社の委託先の従業員が持ち出し。うち約1,000万件を名簿業者へ売却

事例C

約148万件

システム担当者が顧客情報をCD-R1枚で持ち出し、名簿業者へ売却

事例D

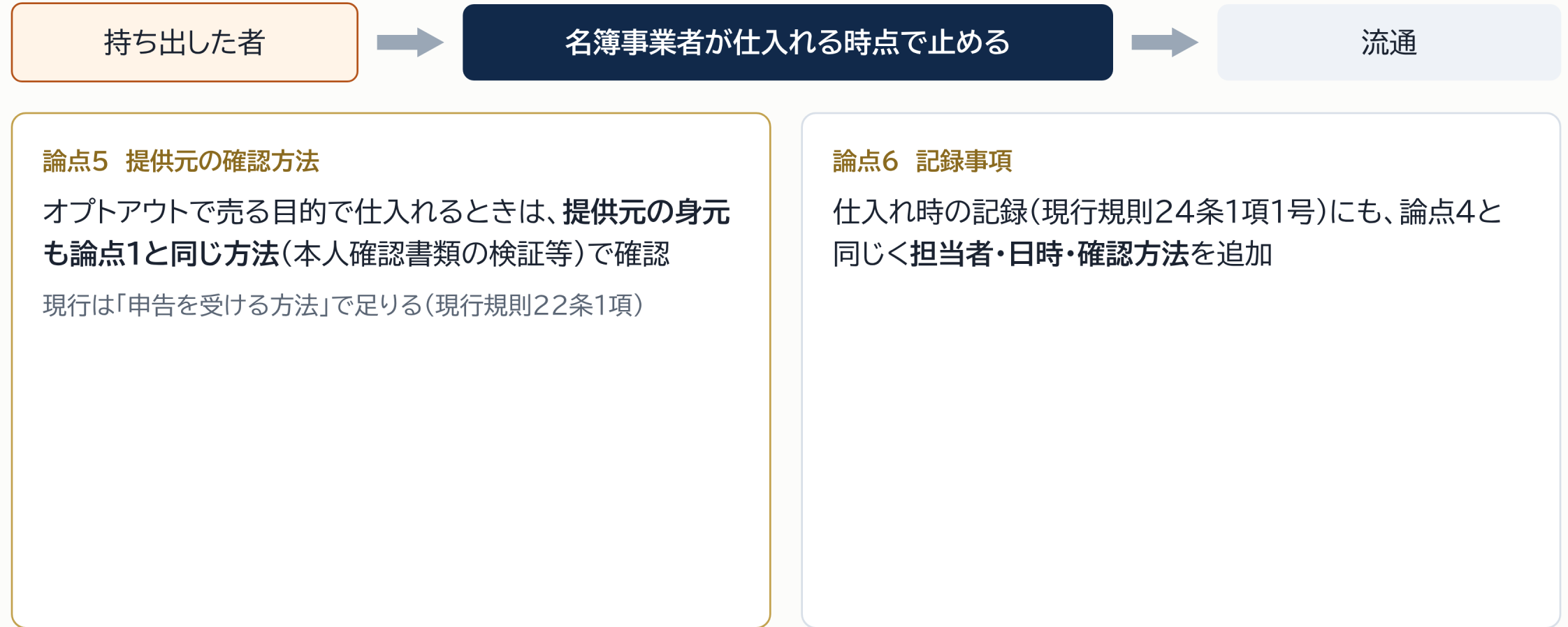
自治体

乳幼児検診システム開発の再々委託先の従業員が住民基本台帳データをコピーし、名簿業者へ販売

名簿業者の「仕入れ」が、持ち出しの換金ルートになっている

PART 2 論点5・6(30条1項・3項)

「仕入れ」の確認も書類で



届出事項に「本人への知らせ方」を

実態調査で見つかった問題

- ① ホームページ上の届出事項の記載が不十分
- ② 停止の求めに手数料を取るかのような誤った記載

手数料を取れるのは利用目的の通知・開示請求のときだけ(32条2項・33条1項・38条)

事務局の案

現行の届出事項(項目・取得方法・停止の求めの受付方法等)に、本人への通知等の具体的な方法を追加

→ 届出の時点で、知らせ方が適切かを委員会が確認できるようにする

「容易に知り得る状態」の例:HPのトップから1回程度の操作で届く場所に、継続して分かりやすく掲載

PART 2 まとめ

名簿の流れ全体に「相手確認」が入る

論点5・6

仕入れ

提供元の身元を書類で確認し、
記録



論点7

届出

本人への知らせ方も届け出て、委
員会がチェック



論点1～4

販売

身元は書類、目的は申告。記録を
残し、偽りは過料

名簿・リストを「買う」企業の宿題

本人確認書類・登記事項証明書の提出と、利用目的の申告に備える。申告を偽れば過料(27条8項・186条1号)

PART 3

課徴金の導入

課徴金納付命令(148条の3～148条の17)

ここで分かること

いくら取られる？ どんな場合なら対象外？

PART 3 課徴金の導入

「見つかったら止める」で利益が残る？

今は勧告・命令を受けてから止めれば、稼いだ対価はそのまま。直罰(179条・184条)も抑止としては限定的 → 対象は次の4行為

19条違反
不適正利用

対価
違反・やめることの対価を
得た

20条1項違反
不正取得

主観
防止の「相当の注意」を怠
った

27条1項違反
同意なき第三者提供

侵害
権利利益の侵害・具体的な
おそれ

30条の2関係
統計作成等特例違反

規模
本人の数が1,000人超

注意: 漏えいや安全管理措置違反それ自体は課徴金の対象行為ではない。1,000人「以下」は法律上対象外

PART 3 課徴金の導入

金額のルールは3つの数字で

基本額(148条の3)

全額

違反行為・違反をやめることの対価
として得た金銭等に相当する額

例:売上1,000万円 → 1,000
万円

加算(148条の5)

×1.5

報告徴収等の日から遡って10年以
内に課徴金納付命令を受けていた
場合

例:1,000万円 → 1,500万円

減額(148条の6)

－50%

違反の事実を自主報告した場合。
調査を予知した後の報告は対象外

例:1,000万円 → 500万円

PART 3 論点1(政令:148条の3第1項・2項ただし書)

「対象外」を認めるのは1類型だけ

本人1,000人以下は法律で対象外。そのほか政令で「権利利益を害する程度が大きい場合」を定める

対象外を設けない

不適正利用／不正取得／統計作成等特例 違反

侵害につながる蓋然性が特に高い。統計特例は多数の個人に
重大な侵害が及ぶリスク

対象外になり得る

同意なき第三者提供

提供先が本人に直接影響を与えることが一般に想定されない
情報「のみ」を提供した場合

例外の例外: 本人から「提供をやめる対価」を得た場合は、なお課徴金の対象

PART 3 論点2(政令)

対象外は「どれも含まない」データだけ

- ① 特定の個人を識別できる記述等(氏名等)
- ② 個人識別符号
- ③ 連絡等が可能となる記述等(住所・電話・メール・Cookie ID等)
- ④ 財産的被害のおそれがある記述等(クレジットカード番号等)
- ⑤ 特異な記述等(症例数の極めて少ない病歴等)
- ⑥ 多数の事業者が取得する共用性のあるID等
- ⑦ 権利利益を害する方法での利用が想定される記述等(蓄積された位置情報・購買履歴等)

なるほど 仮名加工・匿名加工の作成基準(規則31条・34条)とほぼ同じ物差し。氏名を消しただけでは対象外にならない

算定は「受け取った対価」の総額

①

対価の総額

違反の対価＋違反をやめることの
対価。複数あれば合計

②

未収も含む

命令の時点で未払いの代金(債権)
も算入

③

まとめて1つ

社会通念上1つの行為なら、複数の
売り先の対価も1つの課徴金に

POINT 「儲けの一部」ではなく対価の全額。売上1,000万円・利益率10%でも、100万円には圧縮されない

PART 3 論点3(続き)

5つの事例で見る課徴金額

事例	違反類型	課徴金額
① 5万人分のデータ(USB)を、同意なくB社に1,000万円で販売	第三者提供制限違反	1,000万円
② 5万人分を年1,000万円でライセンス。うち2.5万人は一部項目のみ同意あり、残りは同意なし	第三者提供制限違反	1,000万円(按分なし)
③ 統計作成等特例で得た10万人分で信用スコアAIを開発し、2億円で販売合意(未払い)	統計作成等特例違反	2億円(未収も算入)
④ 虚偽の電話で現場監督等1万人の携帯番号を入手し、転職勧誘。紹介手数料計2億円	不正取得	2億円
⑤ 破産者1万人の情報を地図サイトに掲載。削除を求めた30人から計150万円分の仮想通貨	第三者提供制限違反	150万円(やめる対価)

PART 3 論点4(規則:148条の4)

帳簿がなくても「単価×人数」で推計

例:1万人分のデータをB社に100万円で販売。C社・D社にも同じデータを販売したが、代金は不明

$$\begin{array}{l} \boxed{100\text{万円}} \div \boxed{1\text{万人}} = \boxed{1\text{人}100\text{円}} \\ \boxed{1\text{人}100\text{円}} \times \boxed{\text{C・D分 } 2\text{万人}} = \boxed{\text{推計 } 200\text{万円}} \end{array}$$

把握済み100万円 + 推計200万円 = 対価の合計300万円

なぜ推計？ 帳簿の不保存・散逸で算定が止まるのを防ぎ、資料を出した事業者だけが高くなる不公平をなくするため

PART 3 論点5(規則:148条の6)

自主報告で半額 —「いつ出したか」が勝負

報告書(書面・様式)の中身

- 対象行為の概要(類型・情報の項目・本人の数)
- 対価として得た金銭等の内容・額
- 経緯・原因、支払状況、名称・担当者
- 事実を示す資料を添付

提出方法と「提出時点」

- 直接持参
- 郵便等 → 例:受領証に記載の差出時
- メール等 → 例:委員会のPCに記録された時
景品表示法施行規則9条と同じ組立て

POINT 調査を予知した後の報告は減額なし(148条の6ただし書)。発見から報告までの社内ルートを今から決めておく

M&Aにも効く ― 加算・減額は承継される

論点6 政令(148条の7第6項)

合併・会社分割

消滅した会社の加算・減額の履歴は、存続会社・事業を承継した子会社等に引き継ぐ方向

→ DDで「過去10年の課徴金納付命令」を確認

論点7 規則(148条の10第2項)

公示の方法

名宛人の所在が不明なときは、インターネットで公表

論点8 規則(148条の17)

納付の手續

督促状・命令書の送達、延滞金の充当など。景表法・薬機法・独禁法に倣う

「萎縮させない」と「取り逃さない」

第11項(衆参共通)

オプトアウト届出事業者への監視・監督の徹底。闇名簿への流用等の重大な違反には、緊急命令をためらわず、課徴金納付命令を速やかに

第12項(衆参共通)

命令の基準について明確なガイドラインを策定し透明性を確保。繰り返す悪質な事業者には算定基礎の確実な把握を

参議院の上乗せ

将来の課徴金額の見直しに向けた検討。対象を限定する要件も、権限行使の状況を踏まえ継続的に見直し

衆議院は「過度に萎縮することのないよう」と明記。対象外の線引きは、今後のガイドラインで具体化されます

今から始める5つの点検

① 広告・マーケ

「氏名なし」の広告ID・Cookie・SNSのID、IR・SRで補った連絡先も棚卸し

② リスト購入

仕入れ先を確認。身元書類の提出と利用目的の申告に備える

③ 名簿事業者

身元確認の手順と「誰が・いつ・どう確認したか」の記録、HPの記載

④ 全社

第三者提供の同意管理と、発見から自主報告までの社内ルート

⑤ M&A

対象会社の課徴金納付命令(過去10年)と名簿取引をDD項目に

今後のスケジュール

意見を言える場面は2回

2026年10月中旬～下旬	事務局ヒアリング(個人側・事業者側の団体)
11月～12月	政令・規則の具体的内容を議論
2027年1月～	政令・規則案の意見募集(パブコメ)
その後	ガイドライン・Q&Aの整備
2028年7月16日まで	本体施行(公布から2年以内の政令で定める日)

業界団体を通じたヒアリングと、パブコメの2回。自社に効く論点は年内に整理しておく

まとめ — ここだけ覚える

到達 識別できなくても、本人に届く情報は守る

流通 名簿の仕入れ先と売り先を、書類で確かめ記録する

利得 違反で得た対価は、全額を課徴金で取り上げる

CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021(代表) / FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は2026年10月14日に個人情報保護委員会が決定した「基本的な考え方について③」等に基づく一般的な情報提供であり、個別の法的助言ではありません。政令・規則・ガイドライン等の今後の整備状況をご確認ください。